

◎新潟県訓令第16号

新発田地域振興局

加治川第1頭首工及び加治川第2頭首工管理規程（平成6年4月新潟県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（関係機関に対する通知）</p> <p>第11条 管理者は、頭首工からの放流により下流の水位に急激な変動を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる頭首工の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機関に対し、放流を開始する1時間前までに、放流の日時、放流量、下流の<u>水位等</u>を加入電話により通知するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（洪水吐ゲート等の操作）</p> <p>第13条 第1頭首工の放流用のゲートを構成する個々のゲートは、左岸に最も近いものから右岸に向かって順に土砂吐ゲート、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲートという。</p> <p>2 第1頭首工から放流する場合は、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲート、土砂吐ゲートの順に開くものとする。ただし、取水機能を維持するため土砂の掃流を行うときは、この限りでない。</p> <p>3 ゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によって操作するものとする。</p> <p>第14条 第2頭首工の放流用のゲートを構成する個々のゲートは、左岸に最も近いものから右岸に向かって順に第1号土砂吐ゲート、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲート、第3号洪水吐ゲート、第2号土砂吐ゲートという。</p> <p>2 第2頭首工から放流する場合は、<u>第1号土砂吐ゲートの上段ゲート及び第2号土砂吐ゲートの上段ゲート</u>、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲート、第3号洪水吐ゲート、<u>第1号土砂吐ゲートの下段ゲート及び第2号土砂吐ゲートの下段ゲート</u>の順に開くものとする。ただし、取水機能を維持するため土砂の掃流を行うときは、この限りでない。</p>	<p>（関係機関に対する通知）</p> <p>第11条 管理者は、頭首工からの放流により下流の水位に急激な変動を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる頭首工の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機関に対し、放流を開始する1時間前までに、放流の日時、放流量、下流の<u>水位の上昇見込量等</u>を加入電話により通知するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（洪水吐ゲート等の操作）</p> <p>第13条 第1頭首工の放流用のゲート（<u>魚道ゲートを除く。</u>）を構成する個々のゲートは、左岸に最も近いものから右岸に向かって順に土砂吐ゲート、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲートという。</p> <p>2 第1頭首工から放流する場合は、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲート、土砂吐ゲートの順に<u>倒し、又は開くものとする</u>。ただし、取水機能を維持するため土砂の掃流を行うときは、この限りでない。</p> <p>3 ゲートを<u>立て、又は閉じるときは、これを倒し、又は開いた順序の逆の順序によって操作するものとする</u>。</p> <p>第14条 第2頭首工の放流用のゲート（<u>魚道ゲートを除く。</u>）を構成する個々のゲートは、左岸に最も近いものから右岸に向かって順に第1号土砂吐ゲート、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲート、第3号洪水吐ゲート、第2号土砂吐ゲートという。</p> <p>2 第2頭首工から放流する場合は、第1号洪水吐ゲート、第2号洪水吐ゲート、第3号洪水吐ゲート、第1号土砂吐ゲート、<u>第2号土砂吐ゲート</u>の順に開くものとする。ただし、取水機能を維持するため土砂の掃流を行うときは、この限りでない。</p>

3 (略)

第15条 削除

(洪水)

第19条 洪水とは、頭首工地点の流量が次に掲げる流量以上の出水をいう。

(1) (略)

(2) 第2頭首工 毎秒440立方メートル

(洪水警戒体制)

第20条 管理者は、頭首工に係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として新潟地方気象台から大雨に関する注意報又は警報が発せられ、かつ、洪水の発生するおそれがあると認めるときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第21条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 最大流入量、洪水流量及び洪水継続時間を予測すること。

(洪水警戒体制の解除)

第22条 管理者は、大雨に関する注意報若しくは警報が解除されたとき、又は洪水の発生するおそれがないと認めるときは、頭首工本体等の異常の有無を点検し、異常を認めたときは、速やかに必要な措置をとり、その後に洪水警戒体制を解除するものとする。

3 (略)

(魚道ゲートの操作)

第15条 魚道ゲートは、魚族のそ上に必要な水量を確保するため、必要に応じて操作するものとする。

(洪水)

第19条 洪水とは、頭首工地点の流量が次に掲げる流量以上の出水をいう。

(1) (略)

(2) 第2頭首工 毎秒600立方メートル

(洪水警戒体制)

第20条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1) 新潟地方気象台から大雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。

(2) その他洪水の発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第21条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 最大流入量、洪水流量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。

(洪水警戒体制の解除)

第22条 管理者は、大雨に関する注意報若しくは警報が解除され、洪水が終わったとき又は洪水の発生するおそれなくなるときは、頭首工本体等の異常の有無を点検し、異常を認めたときは、速やかに必要な措置をとり、その後に洪水警戒体制を解除するものとする。

別図第5を次のように改める。

別図第5 (第10条関係)

